

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い

1. (現場代理人の常駐義務の定義)

島根県公共工事請負契約約款第10条第2項により、工事現場への常駐を義務付けている。

ここにおける「常駐」とは、当該工事を担当しているだけではなく、作業期間中、特別の理由がある場合をのぞき、常に工事現場に滞在しているということである。

2. (現場代理人の常駐義務の緩和の定義)

「常駐義務の緩和」とは令和4年12月8日付土総第597号に規定する現場代理人の兼務に加え、3. (常駐義務の緩和期間) で規定する期間において工事現場への滞在を要しないことを意味する。ただし、この場合においても現場代理人は発注機関と常時携帯電話等で連絡が取れる状況にあることを要する。

3. (常駐義務の緩和期間)

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合は、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。ただし、下記に該当する期間においても、発注機関の判断により現場代理人の常駐を求める場合がある。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成通知書を発注機関へ提出し、完成検査が終了するまでの期間
- (5) 上記に掲げる期間のほか工程上、又は天候状況等の理由で現場作業を行わない期間
- (6) その他、発注機関が認めた期間

(例示)

- ・法定休暇、忌引等の慶弔休暇又は病気休暇のように作業期間中にもかかわらず取得が必要な休暇の場合
- ・職務に関連する研修を受講する場合
- ・現場責任者会議（職長会議）等のように会社が開催する会議に出席する場合

※ただし、常駐できない理由、この期間の連絡方法等を発注機関へ申し出て発注機関の了承を得ること。加えて、この期間に主任技術者（監理技術者）も工事現場に滞在できない場合は代役を立て、代役の氏名についても申し出ることとする。

なお、この場合の代役は、当該工事現場の運営、取締りを常駐して行うものとするが、島根県公共工事請負契約約款第10条第2項で定めるその他の権限は行使することはできないものとする。

また、産前産後休暇、病気療養等により現場代理人の不在が長期にわたると発注機関が判断した場合は、現場代理人の変更を行うこと。